

令和6年能登半島地震による災害に伴う企業年金の掛金納付特例 および特定非常災害特別措置法の適用について

このたびの地震により被災された皆様に、心よりお見舞い申し上げます。

さて、2024年1月12日付の厚生労働省告示により、令和6年能登半島地震による災害に係る、確定拠出年金（DC）掛金の納付の特例（※）が定められました。

- ※ ○厚生労働省告示第4号「富山県及び石川県における事業主掛金及び企業型年金加入者掛金の納付の特例」
○「富山県及び石川県における事業主掛金及び企業型年金加入者掛金の納付の特例について」
（事務連絡 令和6年1月12日）

（注）確定給付企業年金（DB）については、掛金の納付期限延長等に関する通知等は発出されておりません。現在厚生労働省等の関係機関へ確認中ですので、今後、関係機関から連絡があった場合には、改めて当社担当課よりご案内いたします。

また、厚生労働省は同日、通知「令和6年能登半島地震による災害に対する『特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律』の企業年金制度等への適用について」（年企発0112第1号）を発出しました。これにより、公告、届出等、法令上の義務の履行期限が緩和されます。

当年金NEWSでは、これらの措置についてご案内いたします。

【内容】

- I. 確定拠出年金の掛金納付特例について
- II. 特定非常災害特別措置法（特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律）の企業年金制度等への適用について

厚生年金基金（および国民年金基金）についても、同様の措置がとられていますが、当年金NEWSでは、DB・DCに関する内容についてお伝えします。

年金NEWSに関する照会先

TEL : 03-5533-5572

[受付時間：月～金曜日 9:00～17:00（祝日、12/31～1/3を除く。）]

E-mail : kikinmadoguti@nissay.co.jp

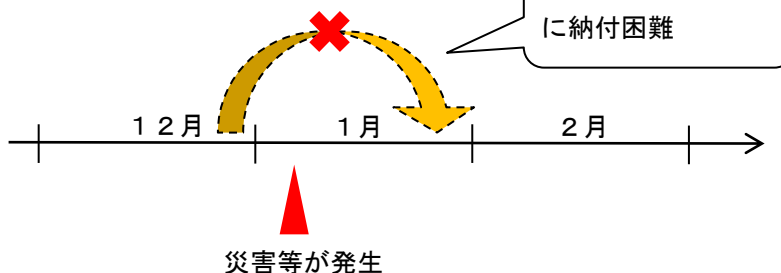
I. 確定拠出年金の掛金納付特例について

○厚生労働省が地域、延長後の納付期限を指定したうえで、指定された地域全体について、当該特例取扱いが企業型年金規約に規定されている場合、事業主掛金・企業型年金加入者掛金（いわゆる「マッチング拠出」）の納付期限が延長される仕組みです。

特例適用前

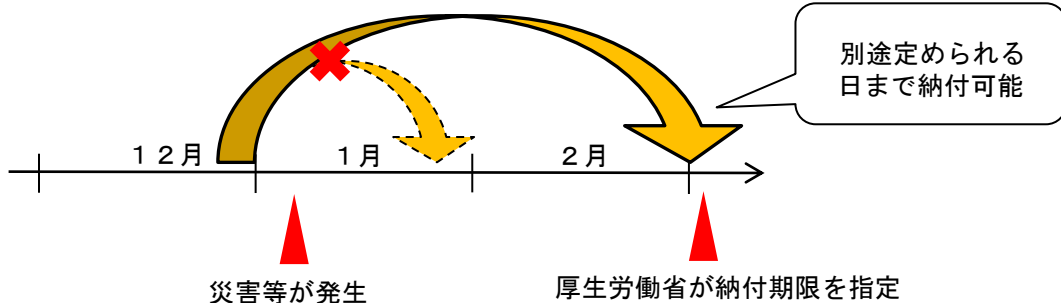
<図はイメージ>

○掛金を、翌月末日までに納付（追納不可）。



特例適用後

○災害等により、翌月末日での納付が困難な掛金については、厚生労働省が定める日までに納付可能とする。



○令和6年能登半島地震で被災された地域の企業型DC実施事業所の事業主等に、この掛金納付特例が適用されました。延長後の納付期限は未定で、別途災害の復旧状況等を踏まえ定められます。

対象となる地域	○以下の地域に所在地を有する実施事業所の事業主 ○以下の地域に住所を有する企業型年金加入者（以下の地域に所在地を有する実施事業所の事業主を介して企業型年金加入者掛金を納付する企業型年金加入者を含む） 富山県・石川県
対象となる掛金	○2024年1月1日から厚生労働省が別に定める日の前日までに納付するものとされる掛金
延長後の納付期限	○厚生労働省が別途災害の復旧状況等を踏まえ定める（現時点では未定）。

○なお、当該特例による事業主掛金及び企業型年金加入者掛金の納付期限日の延長については、その取扱いが企業型年金規約に規定されている必要がありますが、納付期限日の延長に係る規定が定められていない企業型年金規約において、今般の特例を適用する必要がある事例が生じた場合には、その旨厚生局にご相談ください。

Ⅱ. 特定非常災害特別措置法の企業年金制度等への適用について

○令和6年能登半島地震による災害により、法令に規定されている義務（2024年1月1日から同4月29日までの間に履行期限が到来するもの）が履行されない場合も、行政上、刑事上の責任が免責されるものです。

概要

○法令に規定されている義務^{※1}のうち、2024年1月1日から2024年4月29日までの間に履行期限が到来するものであって、特定非常災害により当該履行期限が到来するまでに履行されなかった^{※2}ことにより法令義務違反として、罰金等の行政上及び刑事上の責任^{※3}が問われる場合において、2024年4月30日までに義務が履行されたときには、免責される。

- ※1 法令に基づき直接課せられる義務が対象とされる（下表参照）。なお、法令に基づく処分によって初めて具体的に履行期限を定めて義務が課せられることとなるもの等は含まない。
- ※2 「特定非常災害により当該履行期限が到来するまでに履行されなかった」とは、履行義務者ごとに個別に判断することとなるが、一般的には、直接・間接を問わず特定非常災害により被害を受けたか否か、すなわち、履行義務者が当該義務の履行ができなかったか否かによって判断される。
- ※3 当該措置の対象となるのは、「行政上及び刑事上の責任」であるので、「民事上の責任」については免責の対象とならない。

< 確定給付企業年金法関係 >

義務内容	法定の履行期限	確定給付企業年金法条文
企業年金基金の公告	(設立の場合) 4週間以内 (変更の場合) 2週間以内 (解散の場合) 2週間以内	第15条 同施行令第8条、9条、58条
規約型企業年金の規約の失効	30日以内	第86条
受給権者の死亡届出	30日以内	第99条
報告書の提出	毎事業年度終了後4月以内	第100条第1項

< 確定拠出年金法関係 >

義務内容	法定の履行期限	確定拠出年金法条文
企業型年金加入者の氏名及び住所その他の事項の通知	5日以内	第16条第1項 同施行規則第11条
企業型年金の規約の失効	30日以内	第47条
報告書の提出	毎事業年度終了後3月以内	第50条 同施行規則第27条
運営管理機関の登録事項の変更の届出	2週間以内	第92条第1項
運営管理機関の廃業等の届出	30日以内	第93条
運営管理機関の業務報告書の提出	毎事業年度終了後3月以内	第102条 確定拠出年金運営管理機関に対する命令第12条
企業型年金運用指図者、個人型年金加入者、個人型年金運用指図者又は連合会移換者（当該企業型年金又は個人型年金に個人別管理資産がある者に限る。）の死亡届出	10日以内	第113条第1項